

第5回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

議事概要

◆日時 平成19年2月22日(木) 13:00~16:50

◆場所 かしはら万葉ホール 研修室2

◆出席者

＜自然環境等に関する専門家・研究者＞

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
村上 興正	元京都大学 講師(ご欠席)
横田 岳人	龍谷大学 講師(ご欠席)

＜関係行政機関＞

林野庁近畿中国森林管理局三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	(ご欠席)
奈良県農林部森林保全課	白井 実 係長
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村地域振興課	中崎 和徳 課長
川上村産業振興課	横谷 好則 主幹
大台町宮川総合支所産業室	(ご欠席)

＜関係団体等＞

上北山村議会総合開発特別委員会	(ご欠席)
上北山村観光協会	(ご欠席)
上北山村漁業協同組合	(ご欠席)
上北山村区長会	(ご欠席)
上北山村商工会	(ご欠席)
(財)グリーンパーク川上	(ご欠席)
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道(株)	岡本 幸治 課長
	速水 悦美
山岳ガイドクラブ 北山いこら	岩本 崇
奈良県勤労者山岳連盟	(ご欠席)
奈良県山岳連盟	藤本 直民 理事長
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通(株)	眞子 義孝 課長
	黒田 浩成 主任
日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人森と人のネットワーク・奈良	(ご欠席)
大台ヶ原地区パークボランティア	山本 勇三
吉野きたやま森林組合	(ご欠席)

吉野熊野観光開発（株）

仲川 勝敏 専務取締役

小梶 昌司 総務課長

ワーク 21 かみきたやま

（ご欠席）

（以上敬称略）

<事務局>

環境省 近畿地方環境事務所

田邊 仁 統括自然保護企画官

石川 拓哉 国立公園・保全整備課

福原 裕 //

吉野自然保護官事務所

羽井佐 幸宏 自然保護官

木谷 昌史 自然保護官補佐

（株）スペースビジョン研究所

宮前 保子

◆議事

（１）西大台利用調整地区の運用開始までのスケジュール等

◆議事概要（会議は公開で行われた）

○構成員からの主な指摘は以下の通り

（１）スケジュールについて

- ・利用調整の開始時期については、従来４月１日と言ってきたが、つい最近になって９月１日に変更ということが公にされた。このような重要なスケジュール変更については、早い段階で、きちんと報告してもらいたい。
 - ・ガイド制度の本格実施は、平成21年を予定しているとのことだが、それまでは、ガイド無しの入山を認めて、21年以降は、ガイド同行が義務付けられるということか？
- ⇒〔環境省〕21年に予定しているガイド制度は、ガイドの登録や情報提供の仕組みをつくるということであり、21年以降、ガイド同行を義務化するわけではない。

（２）広報・普及啓発について

- ・大台ヶ原全体が入山規制されると思い、村に問い合わせてくる人が多い。普及啓発の際は、規制対象が西大台地区のみであることを、明確に伝えてほしい。
- ⇒〔環境省〕その点については、明確に伝えていくつもりである。既に開催した説明会でも、その点を強調するよう努めた。
- ・旅行会社は、４～６ヶ月前には、ツアーを企画して、募集を始めており、宿泊施設にも、秋の予約が入り始めている。9/1以降、西大台地区に入れなくなった場合、旅行会社等の信用問題になる。旅行会社等への説明会が12月22日では遅い。
- ⇒〔環境省〕なるべく早く周知すべきではあるが、内容が確定していない段階では、お知らせできなかった。
- ・利用調整開始についての正式なマスコミ発表は、いつ頃を予定しているか？
- ⇒〔環境省〕４月下旬～５月上旬に、正式に公表する予定。

（３）禁止事項について

- ・「野生動物に影響をおよぼす撮影、観察等」が禁止行為に挙げられているが、植物、湧水の採取等についても、規定が必要ではないか。

⇒〔環境省〕その点については、西大台独自の規定として、今後の検討課題としたい。

- ・「採集並びに捕獲のための道具（網、竿等）およびこれに準ずるものの持ち込み」が禁止行為として定められているが、その場合、ガイド等が補虫網で昆虫を捕って参加者に見せるといった活動もできなくなるおそれがあるので、その点について説明して欲しい。

⇒〔環境省〕特別保護地区における動植物の捕獲・採取は、学術・研究目的であれば、許可を得れば可能である。ガイドによる自然観察の際の捕獲等も、許可制度によって対応できると考える。また、こうした特別保護地区の規制事項についても、合わせて普及啓発していきたい。

- ・今後の課題として、火器の使用の取り扱いが挙げられているが、個人用の携帯ガスボンベは、現在の環境省の見解では、禁止ではないはずである。

⇒〔環境省〕個人用の小型火器の使用については、利用調整地区でも認められることになる。今後の課題で触れている火器には、個人用のものは含まれない。しかし山で飲物用に使用する程度であれば、問題は無いと考えられるが、火器の使用が顕在化すると問題も生じてくるので、今後も考え方を整理していきたい。

（４）巡視について

- ・巡視活動について、具体的に書かれていないが、非常に重要な課題である。人数体制などについて、具体的な検討は行っているか？

⇒〔環境省〕巡視は、環境省が主体となってい、警察等の関係機関と連携を図っていく考えである。環境省自身が、毎日、巡視を行うことは困難なので、警備の専門家に依頼することも含めて、今後、体制について詰めていきたい。

（５）モニタリングについて

- ・モニタリングの計画期間を５年としているが、５年では長すぎる。モニタリングに基づいて、毎年、利用人数を修正していくのではないのか？

⇒〔環境省〕モニタリング自体の方法等を５年ごとに見直すということであり、人数等の修正は毎年検討する。

- ・モニタリング期間の箇所に、人数等について毎年見直すことを明記しておく必要がある。
- ・モニタリング調査は、歩道沿いだけで行うようであるが、それ以外でも調査する必要はないのか？

⇒〔環境省〕利用調整の成果をみるのが目的なので、利用の影響を最も受けやすい歩道沿いを中心に調査地点を設定した。ただし、実際の調査では、歩道際だけでなく離れた位置にも調査区を設定して、比較できるようにする。また、歩道沿い以外では、自然再生事業のモニタリングが行われているので、そのデータも活用していく。

（６）立入認定事務の実施方法について

- ・インターネットを活用して、立入申請手続きの簡略化を図るべきである。

⇒〔環境省〕インターネットの導入については、予算上の制約が大きい、段階的な整備を図っていき、メールによる予約については、本年度から導入できるように、前向きに検討したい。

- ・申請の際と利用する人が変わるの認められないとのことだが、人が入れ変わっても、特に問題はないのではないか？

⇒〔環境省〕仮名での申請による旅行会社等の独占を避けるため、このような方式とした。

- ・手続きにおけるグループの「代表者」の規定があいまいである。利用の際には本人確認を求めながら、立入認定証は代表者にまとめて送付するなど、手続きに一貫性がない。

⇒〔環境省〕代表者が予約や申請書の提出等を行うことにしているのは、手続きを簡略化するためであ

る。認定自体は、グループの代表者ではなく、マンツーマンで行われる。

・「代表者」の規定について明確にしておく必要がある。

・「立入認定証」と「立入認定者カード（仮称）」の用語がまぎらわしく、分かりにくい。「立入認定者カード」無しでは入山できないのであれば、「カード」の方を、「立入認定証」とするべきではないか？

⇒〔環境省〕法的には「立入認定証」のみで入山が可能となり、レクチャーの義務付けを担保したことにならない。「立入認定者カード」については、十分な説明を行って対応していきたい。

・1回の申請で複数日の予約はできないのか？

⇒〔環境省〕1回の手続きで複数日の予約は認めない方針。申請において、第1希望日、第2希望日等を、記入してもらうことも考えていない。

・「予約」の段階の前に、「問い合わせ」の段階が必要である。問い合わせ段階で第1希望日、第2希望日等を聞いて、調整できるようにすべき。

・ガイドの立場からいうと、人の入れ替わりを認めないというのは、大変困る。2～3ヶ月先のガイドツアーに対して、誰が対応するか決めておくのは困難。ガイドを推奨していくのであれば、その点も考慮してほしい。

⇒〔環境省〕ガイドだからということで、原則を変えるのは難しい。ただし、問い合わせの仕組みの中で、ガイドの推奨ができるように考えていきたい。

・天候などによっては、立入できない場合も出てくるが、そうした場合は手数料を返すのが当然ではないか。

⇒〔環境省〕事務手続きに対する手数料として徴収するものなので、手数料の返還は法的に不可能である。ただし、ドライブウェイが閉鎖された場合など、条件によっては、返却する場合もある。この点については慎重に検討していきたい。

・天候などによっては、非常に危険な場合もあるので、立入可能かどうかの基準を決めておくべきである。

⇒〔環境省〕利用は自己責任が原則である。ただし、危険についての情報は、レクチャーでしっかり伝えていく。

・天候などで、事前に入れないことがわかっている場合には、山上に来てからレクチャーで言うのではなく、事前に通知すべきである。そのためには、入山可能かどうかの基準が必要である。

・4ヶ月くらい前から計画を立てることもあるので、予約開始日をもう少し前にした方がよい。

⇒〔環境省〕あまり早い段階から受付を行うのは難しい。当初は3ヶ月前でスタートしたい。

・利用日の変更を可能にして欲しい。たとえば、利用予定日が雨で入れなかった場合、次の日に変更できるなどして欲しい。また、定員に達していない場合には、当日受付も検討して欲しい。

⇒〔環境省〕利用日の変更や当日受付については、できるだけ柔軟に、検討していきたい。

・今回の立入認定は、自然公園法に基づいて、対人的に行われるものなので、利用する人を入れ替えることは、制度的に出来ないはずである。そうした点について、みなが納得できるようにきちんと説明するべきである。

・予約段階と申請段階で、2回同じ書類を提出するのはわずらわしい。1回にできないか。

⇒〔環境省〕予約、申請の2段階としたのは、手数料の手戻りを防ぐためであるが、出来るだけ手間が少なくなるよう検討していきたい。

・手数料は、事前振込みではなく、レクチャーの際に支払うことにすれば、手間がかからなくて良いのではないか。

⇒〔環境省〕手数料は認定証を出すまでの事務料金であるため、レクチャーの際に環境省が徴収することは、制度的に出来ない。また、ビジターセンターに指定認定機関の人を置くことも、交通費等がかかるため難しい。

- ・立入認定の議論が続いているが、荒天など立入ることを禁止する場合の要件についても、整理しておく必要がある。

(7) 事前レクチャーについて

- ・早朝から入山する利用者もいるので、朝は5時くらいからレクチャーを行うべき。
- ⇒〔環境省〕レクチャーの開始時刻については、入山カウンターによる入山者のピークが7～9時ごろなので、それに合わせることを考えているが、時刻や回数については弾力的に対応していきたい。
- ・レクチャーの時間はどの程度を考えているか？
- ⇒〔環境省〕本人確認を含めて20～30分程度を想定。

(8) 施設の整備計画（案）について

- ・ロープ柵や、横木3本の木柵では、乗り越えやすいので、侵入抑止にはならない。ドライブウェイ沿いに関しては、全域に高さ150～160cmのネット柵を設置するべき。シカの移動を阻害するかもしれないが、大きな問題ではない。
 - ・外周施設については、不法な入り込みを防ぐことだけでなく、緊急の際の脱出についても考慮すべき。
- ⇒〔環境省〕柵の仕様については、再度検討したい。
- ・標識類については、外周だけでなく、小処方面等から登ってくる人への周知も必要である。
- ⇒〔環境省〕小処方面や木和田の入口など、利用調整地区外の関連箇所にも案内板を設定する予定である。

(9) 今後の予定等について

- ・次回の協議会は7月、利用調整開始が9月なので、協議会場で、立入認定事務や施設整備の具体的な中身を検討することは実質的にできない。案の段階で、協議会メンバーに伝えて、意見を聴いて欲しい。今回、決まらなかったことが多いので、そのような扱いをしていただきたい。
- ・今回の国道169号の通行止めのような緊急事態によって、1ヶ所に集まるのが難しい場合もあるので、2ヶ所で同時に会議を開催できるようなシステムについても検討して欲しい。

[文責：近畿地方環境事務所]